

社会福祉法人 函館仁愛会 女性活躍推進法に基づく行動計画

男女とも平等に全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1.計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

2.内 容

目 標 ① 年次有給休暇の取得率向上。平均取得率50%以上

取組・対策 各人、前年の取得日数よりプラス3日以上取得に心掛ける。
周囲の理解と協力、休暇取得状況を適時確認をし取得を促す。

目 標 ② 女性が活躍できる職場であることについての求職者にむけた
積極的な広報。非正職員から正職員へ雇用形態転換の対応。

取組・対策 求人誌等に女性職員を掲載し、活躍場のイメージを形成。
家庭環境の変化に応じた配置転換や勤務シフトなど、働き方
を柔軟に対応をする。